

重要事項説明書

地域密着型通所介護

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている地域密着型通所介護・通所型サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 地域密着型通所介護を提供する事業者について

事業者名称	生活協同組合・東京高齢協
代表者氏名	代表理事 福地 久仁子
本部所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都豊島区南大塚3丁目43番12号 高原ビル4階 電話番号 03-5904-9011
法人設立年月日	平成11年3月25日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	東京高齢協 ふじみ
介護保険指定 事業者番号	1371908706
事業所所在地	東京都板橋区富士見町39-9 ウエキビル1F
連絡先 相談担当者名	03-6905-7858 飯村 彩
事業所の通常の 事業の実施地域	板橋区内
利用定員	15名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	生活協同組合・東京高齢協が開設する東京高齢協 ふじみが行う地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、要介護状態にある利用者に対し適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	①事業所の従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。 ②事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保険・医療・福祉サービス

	スとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ③事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月・火・木・金・土曜日・祝日 ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月・火・木・金・土曜日・祝日 ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
サービス提供時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

(5) 事業所の職員体制

管理者	飯村 彩
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画書を交付します。 5 地域密着型通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名 (兼務 1 名)
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 1 名 非常勤 3 名 (兼務 4 名)

看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 2 名 (兼務 2 名)
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	非常勤 9 名 (兼務 4 名)
機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤 2 名 (兼務 2 名)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画の作成等		1 利用者に係る介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該通所介護計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 5 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護計画の変更を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

②利用料 2 割負担の場合

地域密着型 通所介護費		4 時間以上 5 時間未満		5 時間以上 6 時間未満		6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満		8 時間以上 9 時間未満	
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要介護 1	1 日あたり	4,752 円	951 円	7,161 円	1,433 円	7,390 円	1,478 円	8,207 円	1,642 円	8,534 円	1,707 円
要介護 2	1 日あたり	5,460 円	1,092 円	8,458 円	1,692 円	8,730 円	1,746 円	9,701 円	1,941 円	10,082 円	2,017 円
要介護 3	1 日あたり	6,169 円	1,234 円	9,766 円	1,954 円	10,082 円	2,017 円	11,248 円	2,250 円	11,684 円	2,337 円
要介護 4	1 日あたり	6,856 円	1,372 円	11,041 円	2,209 円	11,434 円	2,287 円	12,774 円	2,555 円	13,298 円	2,660 円
要介護 5	1 日あたり	7,575 円	1,515 円	12,360 円	2,472 円	12,774 円	2,555 円	14,300 円	2,860 円	14,878 円	2,976 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ		利用料：610 円 利用者負担額：122 円									
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）		利用料：196 円 利用者負担額：40 円									
処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数/日×117/1000 単位×2 割									

③利用料 3 割負担の場合

地域密着型 通所介護費		4 時間以上 5 時間未満		5 時間以上 6 時間未満		6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満		8 時間以上 9 時間未満	
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要介護 1	1 日あたり	4,752 円	1,423 円	7,161 円	2,149 円	7,390 円	2,217 円	8,207 円	2,463 円	8,534 円	2,561 円
要介護 2	1 日あたり	5,460 円	1,632 円	8,458 円	2,538 円	8,730 円	2,619 円	9,701 円	2,911 円	10,082 円	3,025 円
要介護 3	1 日あたり	6,169 円	1,845 円	9,766 円	2,930 円	10,082 円	3,025 円	11,248 円	3,375 円	11,684 円	3,506 円
要介護 4	1 日あたり	6,856 円	2,051 円	11,041 円	3,313 円	11,434 円	3,431 円	12,774 円	3,833 円	13,298 円	3,990 円
要介護 5	1 日あたり	7,575 円	2,266 円	12,360 円	3,708 円	12,774 円	3,833 円	14,300 円	4,290 円	14,878 円	4,464 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ		利用料：610 円 利用者負担額：183 円									
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）		利用料：196 円 利用者負担額：59 円									
処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数/日×117/1000 単位×3 割									

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 昼食費・おやつ代	820 円（1 日あたり 昼食は配食サービスを利用）
③ キャンセル料	ご利用当日の午前 9 時までにご連絡いただいた場合 無 料
	ご利用当日の午前 9 時までにご連絡がなかった場合 当該基本料金の 10% 食事代 590 円

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 明細をご確認の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み（銀行・郵便局） （イ）利用者指定口座からの自動振替（銀行・郵便局） （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- （1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2）利用者が要介護を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （3）利用者に係る介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計

画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 飯村 彩
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 保険名 レジャー・サービス施設費用保険

12 心身の状況の把握

地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業所等との連携

- ① 通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者速やかに送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約の終了日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。――

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（管理者 飯村 彩 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

防災訓練実施回数：毎年1回

16 衛生管理等

- ① 地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

18 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情受付担当者は、利用者等から受け付けた苦情を「苦情受付簿」に記載する。
 - 受け付けた苦情に対しては、利用者宅等を訪問するなどし、速やかに事実確認を行うとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。
 - 苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと検討会議を開催し、対応策の協議を行う。
 - 苦情申出者に、その結果または解決に向けての対応策等の説明を行い同意を得る。
 - 改善を速やかに実施し改善状況を確認する。（損害を賠償すべき事故等が発生した場合は、速やかに対応する。）
 - 苦情の内容から必要に応じて、区、都、国民健康保険団体連合会に報告する。
 - 同様の苦情・事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修等の機会を通じて再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。
 - 「苦情受付簿」については、その解決の日から5年間保存する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 東京高齢協 ふじみ 担当：飯村 彩	所在地 東京都板橋区富士見町 39-9 電話番号 03-6905-7858 FAX 番号 03-6905-7556 受付時間 8：30～18：00（水・日曜日除く）
【板橋区の窓口】 板橋区介護保険課 介護事業者係（相談担当）	電話番号 03-3579-2079 FAX 番号 03-3579-3402 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

- 20 提供するサービスに対する第三者評価の実施状況
未実施

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	東京都豊島区南大塚 3 丁目 43 番 12 号 高原ビル 4 階	
	法人名	生活協同組合・東京高齢協	
	代表者名	代表理事 福地 久仁子	印
	事業所名	東京高齢協 ふじみ	
	説明者氏名	印	

上記内容を事業者から説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者	住所	東京都板橋区
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印